

総務委員会会議録

日時 平成19年6月25日(月) 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後2時46分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 英機
副委員長 丹澤 和平
委員 土屋 直 中村 正則 森屋 宏 河西 敏郎
岡 伸 木村富貴子 安本 美紀
議長 内田 健

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員 丸茂 紀彦 警察本部長 篠原 寛
総務室長 小野 忠則 警務部長 三木 邦彦 生活安全部長 柏木 昭俊
刑事部長 長田 富士夫 交通部長 深沢 正和 警備部長 三森 義文
警務部首席監察官 望月 政明 会計課長 宮崎 清
警務課長 保坂 廣文 教養課長 清水 徹 監察課長 青柳 一郎
厚生課長 中村 英治 情報管理課長 佐野 俊夫
生活安全企画課長 川口 昭彦 地域課長 小林 茂樹
少年課長 長沼 郁雄
捜査第一課長 北村 正彦 捜査第二課長 新倉 秀也
組織犯罪対策課長 北林 亘
交通部参事官 伊藤 厚 交通指導課長 清水 正平
交通規制課長 有泉 辰二美 運転免許課長 山形 繁行
警備第一課長 小沢 志郎 警備第二課長 進藤 文芳
警察学校長 清水 俊夫

知事政策室長 小松 重仁 知事補佐官 中村 康則
企画部長 新藤 康二 県民室長 輿石 和正
知事政策室次長 中澤 正徳 政策参事 芦沢 幸彦 政策参事 小林 明
政策参事 曾根 哲哉 秘書課長 平出 亘 広聴広報課長 田中 宏
理事 山本 正文 理事 堀内 昭司 企画部次長 小川 昭二
企画部次長(新行政システム課長事務取扱) 新津 修
企画部次長(情報政策課長事務取扱) 笠井 一
企画部次長(リニア交通課長事務取扱) 深沢 藤雄 県民室次長 藤原 克己
企画部参事 小池 一男 企画部参事 大木 治雄 企画課長 古屋 博敏
世界遺産推進課長 吉澤 公博 北富士演習場対策課長 山本 誠司
統計調査課長 飯沼 義治
県民生活課長 高橋 哲朗 食の安全・食育推進室長 齋藤 辰哉
生涯学習文化課長 大森 大一 青少年課長 岩間 康
男女共同参画課長 清水 享子 国際課長 小幡 尚弘

議題

- 第七十四号 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件
- 第八十五号 山梨県警察組織条例中改正の件
- 第八十六号 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例中改正の件
- 第八十七号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策室・企画部、総務部の順に行うこととし、午前10時4分から午前11時10分まで警察本部関係、休憩をはさみ、午前11時28分から午前11時52分まで知事政策室・企画部関係、さらに、休憩をはさみ午後1時4分から午後2時46分まで引き続き知事政策室・企画部関係の審査を行った。
総務部関係については、翌26日に審査を行うこととなった。

主な質疑等 警察本部関係

第八十五号 山梨県警察組織条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第八十六号 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例中改正の件

質疑

森屋委員 この改正の中で2の(4)ピンクピラ等の配布行為の禁止規定の新設についてお聞きいたします。従来から本会議の一般質問でも、電話ボックスの、ああいうのをピンクピラというのか僕にはちょっとわからないんですけども、シールみたいになっているものについて、ずっと3年ぐらい指摘をさせていただいてきたわけです。場所で言うと甲府市立玉諸小学校の横の農協に電話ボックスがありまして、警察の皆さん方にも御指導いただきながら、それを地元のPTAの皆さん方が夕方行って外すと、もう次の日の朝にはまた張ってあるというようなことをもう3年ぐらいずっとやってきました。
最近、とうとう電話ボックス自体が撤去されたことで、私も大変喜んでるんですけども、従来、電話ボックスに張るシールみたいなものを、ピンクピラみたいな取り扱いで、規制できるようになるのかどうか、お話をお願いいたします。

川口生活安全企画課長 ただいまの委員のご指摘の件でございますけれども、これまでは例えば売春の目的とか、そういう目的をもってピラを張るような行為というものがありませんでした。そういうのは売春そのものが立証できないと、それを売春防止法で取り締まることはできなかつたんですけれども、これからは、そういうものもこの条例で取り締まりができます。

森屋委員 本当にありがとうございます。僕は前、本会議の質問でニューヨークのジュリアーニ市長のブロークンウインドウという、壊れたままの窓をそのままにしておくのが退廃してしまうという、ちっちゃなことでも芽をつんでしまうことが街を浄化する第一歩だと、そういう意味では、ああいう、ふだん何となくみんなの目に触れて日常化してしまうことがやっぱりおかしいんだということからしっかりやっていかないと、街の浄化というのはできないと思います。

最後に罰則強化ということですが、現実的にああいうピンクピラみたいなものを張った者、大体ああいうのは下請けで、たしか玉諸小学校のときはあの交番で検挙していただいたのは外国人がそれを下請け的に請けていて張っていたんですよね。だから、実際にそれをつくっている者と、それから下請けでそれを張らされている者とが違ったんだけど、その辺の現実的に検挙されたときの罰則というのは大体どれぐらいになるんですか。

川口生活安全企画課長 ただいまのは新しく設けた第10条ということになります。第10条関係、罰則は50万円以下の罰金、または拘留もしくは料料となります。

木村委員 自分に全然縁がないもので、ちょっとお聞きしたいと思います。(3)には規制対象の拡大ということが書かれておまして、「(異性による接待をして酒類を伴う飲食をさせる行為等)」という部分がありますけれども、今まではどうだったのか。そして、それが今回どういうふうに関制されたのかお聞きしたいと思います。

川口生活安全企画課長 今の先生の質問は、拡大ということでしょうか。

木村委員 ということを書かれていますけれども、今までのことと、今度、規制対象の拡大ということを書かれておりましたので、今まではどういうことをやっていた、今度はこういうふうになったということをお聞きしたいと思います。

川口生活安全企画課長 規制対象の拡大ということにつきましては、それまではやはり客引きというのも一つの目的、例えば自分の店に強引に連れていくというような行為、そういうような具体的なものがなければという規定だったと思うんです。ところが、これからはそういう具体的なものがなくても、客を誘引したり、誘ったり、強引にやったり、そういうことのすべてを罰することができるようになった、誘うだけでも今度はだめだよというふうになったということなんです。

木村委員 だから、無理にお酒を飲ませたりするのもいけないよということですか。飲みたいくないような人に酒を勧めるというようなことを言っているということだと思えます。それは、飲まされた人が「飲まされた」と警察に言うんですか。それとも見ている人が「飲まされていた」と。どういうふう。

川口生活安全企画課長 飲む前で、その店へ誘い込むことまでです。それが取り締まりの対象になったということです。店へ入る前のことです。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第八十七号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

質疑

森屋委員 参考までに中身を教えていただきたいのですが、警3ページの、今、御説明があった地域警察費の地域警察運営費の通信システムです。たまたま今、消防本部の一体化というんですか、県内一つの消防本部にすると、この間も知事答弁なんかもあったりして、もともと警察本部自体1本ですから、同じようなシステムで山梨県ぐらいだったらできるのかなということを思っているんです。そこで消防署の場合、笛吹消防本部が今、全国でもかなりトップレベルのシステム、GISというのを入れて、119番が入ってくると、例えば笛吹市内の例えば住所なり電話番号が入ってくると、ピンポイントでぱーんとその家の地図が出てくるんですよ。ゼンリンの地図がそのまま出てきて、消防車なり救急車がそこに飛び込むというふうになっているんですね。笛吹消防本部は日本でもかなり最先端のGISシステムを入れているんですけれども、警察では基本的にまず、110番とやると、県警本部の指令室に来ると思うんですけども、そこから各警察署に行ったときに、どのようなシステムというか、受ける方はどんなような形で受けるのか教えていただけませんか。

小林地域課長 ただいまの先生の質問でございますけれども、通常ですと110番で入ってくるものを耳で受けて、それを電話なりファックスを使ったり、あるいは無線を使って各署にしているということでありまして。

森屋委員 ということは、具体的に、例えば地図情報なり細かいものが署に行くということではないんですか。例えば、口頭で「都留市都留2丁目3の何々から110番来ました」というようなことですかね。

小林地域課長 今の先生の質問のとおりでございますけれども、今回のシステムは、先ほど先生が申し上げられましたとおり、事件ですとか時間ですとか、事件の発生場所ですとか、その通報内容を画面にあらわして、それをそのままそっくり署へ落とせるというような内容のものでございます。
以上です。

森屋委員 よく暮れになると、警察の皆さん方の「何とか県警本部24時」とかいう特番みたいなのをやりますよね。ああいうのを見ると、警視庁なんかをやると、大きいこういう画面が、スクリーンがこうあって、入ってくるとその場所がぱっとなるようなのをやっているんですけども、これ、ちょっと事前通告をしてないのでおわかりになるかどうかわからないけれども、全国的に

見たら、山梨県の持っているシステムというのは新しいのかおけているのか、大体中ぐらいなのか、それを。

小林地域課長 今の先生の質問ですけれども、全国的から見ておけております。

森屋委員 そういうこともやっぱり、警察の皆さん方のお話を聞くと、本当にご努力に感謝しているのだけれども、人間がいなくてもできる部分というのを行革をしていく。しかしながら、現場で地域の皆さん方と毎日24時間接している部分は厚くして、地域の皆さん方の安全安心を守っているんだよという姿勢を前面に出していく。それがまさに、警察体制の行革のあるべき姿だと思うんですよ。そういう意味でも、やっぱり近代化すべきところは、積極的に、いろいろな意味でね。本当に僕は昔から議員になっていつも言うんだけれども、警察の皆さんって、予算要望とかそういうものに対する遠慮があり過ぎますよ。やっぱり伸ばすべきところは伸ばしていく。やっぱりそれは議員に対してだって、「うちのシステムはおけていますよ」とか。僕はいつも言うんだけど、恐らく通信本部がどこかに間借りをしているなんていうのは、全国にそんなにないと思う。そういうことも積極的に言って、遠慮しないで、積極的に予算計上を知事部局にさせてね、そしてすべきところはして、現場の、例えば警察署の、あるいは派出所の整備はしっかりしていきますよということを、僕はやらなければいけないと思います。どうもいつも見ていて、本当に遠慮され過ぎ。それは知事部局の、財政課あたりとやっぱり闘いをされていると思うんだけれども、私たちが応援団になりますからぜひ頑張ってもらいたいと思います。本部長じゃなくてもいいから、どなたか。

小林地域課長 先生のおっしゃるとおり、システムを早目早目に完全なものにしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

岡委員 私が聞こうかなと、思っていたら、渡辺委員長さんが本会議でお聞きになりました。でもやっぱりよくわからない。3ページ。今のシステムのその下のスクールサポーターですね。私は、280万円とありましたから、どのぐらいの人たちがどういうふうな形で何をするのかということをお聞きをしたかったんです。そうしたら御答弁がございまして、スクールサポーターは学校、地域、警察とのパイプ役として警察署に配置し、少年非行防止、子供の安全確保活動を行うものでありますという形で含めて御答弁がされているわけです。

この中には2人ということはいっていないのですけれども、2人だというふうにお聞きをしているのですが、この方々の身分はどういうふうになっているんですか。

長沼少年課長 スクールサポーターは山梨県警察職員であり、非常勤嘱託であります。

岡委員 非常勤嘱託なんですか。

長沼少年課長 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員、特別職でございます。

岡委員 地方公務員法第3条という形で御答弁いただいたのですが、その方は年齢的にはどのぐらいの方なんでしょう。

- 長沼少年課長 スクールサポーターにつきましては、学校、警察、地域とのパイプ役として警察署に配置し、少年の非行防止や子供の安全確保活動を行うものでございますので、これらのことに十分な知識を有する警察官や教職員OB、長年、少年の健全育成等に従事してこられた方などの中からふさわしい方を選んでもらいたいと考えております。
- 岡委員 なるほど。そうすると、警察のOB、または教職員のOBということになるわけですか。
- 長沼少年課長 そのような方の中から適任者を選んで、組織として検討してまいりたいと考えております。
- 岡委員 今のお話では、警察の方はわかるんですけども、教職員OBということになると。警察官でなければ難しいかなと思われるような御答弁をなされているんです。非行防止、不審者に対する対応の訓練までするというようなことを本会議では御答弁なされているわけですね。そうすると、教職員でそこまですることができるのかどうなのかと考えると、私の感覚では、警察官のOBなのかなと感じたのですが、その辺どうなんでしょう。
- 長沼少年課長 スクールサポーターは不審者、侵入者の対応訓練等の学校における実施をする場合の指導等につきまして、警察の少年係等と一緒に実施することになると思います。それらの補助として活動するというところでございますので、教職員OBでもスクールサポーターとして活動するに遜色はございません。けれども、先生のおっしゃられたとおり、その任務からして警察官OBが一番妥当なのではないかと考えてはおります。
- 岡委員 私もそういうふうな感じがいたしていたわけですが、あわせまして、2人だということではありますが、それは間違いございませんか。
- 長沼少年課長 2名として予算計上しております。
- 岡委員 マル新で2名だというお話も伺ったのですけれども、これから増やしていく考え方はあるのでしょうか。また、県下に何百と小中学校がありますが、どういうふうな形で指導していくのか。つまり、学校の方から依頼を受けていくのか。それとも計画的に、きょうはどこの学校という形でやるのか、その辺についてはどんなようなお考えなのでしょうか。
- 長沼少年課長 初めに2名で足りるのかという問題がございますけれども、スクールサポーターにつきましては、少年非行防止や子供の安全を守る対策の取り組みを一層強化するという目的のため導入するものであります。したがって、当面2名について効果的に運用していくものとして、せっかくできた制度でございますので、順次拡大していきたいと考えております。
学校等の訪問でございますが、当然、職務の内容から学校からの要請もあると思いますし、こちらからその任務を達成するために逐次小学校、中学校を巡回することもあわせて実施するところでございます。
- 丹澤委員 今まで僕は向こう側で震えながら答えておりましたので、ピント外れの質

問をするかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

だれにとっても運転手つきの車に乗りたい、これは男のロマンでもありませんし、ぜひ夢を実現したいと思うところであります。しかし、白黒のツートンの車だけは幾ら運転手つきだって乗りたくない。ましてそれに秘書官が2人もついているという事態になったら、これはもう決していいことではありませんので、ぜひ気をつけていきたいと思っております。

その警察に質問するのは大変恐れ多いことではありますが、実は、先ほど初動捜査支援システムの導入ということで御説明をいただきました。こういうふうにもータリゼーションが非常に発達して、犯罪も広域的になったということで、このシステムを導入することによっていろいろな効果があると思っておりますけれども、このシステムの導入によってどのような効果が期待できるのでしょうか。

北村捜査第一課長 本県における刑法犯の認知件数は平成14年をピークに減少傾向にありますが、子供が凶悪事件の被害者となるおそれのある声かけ事案、それから県民の皆さんの身近で起こるひき逃げとか、駐車車両を対象とした窃盗事案、車上ねらいといえますけれども、などの犯罪が相変わらず多発しています。また、当県の道路網はこの5年間で約3,000キロメートル延長しております。また、犯人の犯行の足どりを推測することがますます困難となっております。

今回お願いしております初動捜査活動支援システムは、これまで国費または国の補助事業で整備を進めてまいりました、自動車ナンバー自動読み取りシステム、いわゆるNシステムの抜け道、または脇道対策といたしまして、全県をカバーしようとするものであります。自動車を使用した各種の犯罪の早期解決、それからこれまでの捜査手法では解決が困難であったような事件、例えば犯人に結びつく手がかりが少ない殺人事件とか強盗、侵入窃盗、及びひき逃げ死亡事故など重要犯罪の検挙に飛躍的な向上が望め、県民の安全と安心を確保する切り札になるものと確信しております。

丹澤委員 先ほど国費、国補で既にNシステムというのが整備されているとありますけれども、今まで国費や国補で整備されたこのシステムというのは、どの程度設置されているのでしょうか。

北村捜査第一課長 国費とか国補のNシステムに関しまして、設置場所、それから設置箇所数については、犯罪者がその箇所を知ると犯罪者が利することになりますので、具体的な説明はちょっと差し控えさせていただきますけれども、今までNシステムの整備は国道を中心といたしまして、県境、それから高速道路、主要都市間を結ぶ主要道路上に設置をしてきましたけれども、設置が限られておりました。今回、いわゆるNシステムの抜け道、脇道となるその他の道路に県費によるシステムを初めてお願いして全県をカバーしようとするものであります。

丹澤委員 設置場所は明らかにしたら、当然そこはよけて通りますので、効果がないことなんでしょうけれども、どういうところへ設置をするんでしょうか。例えば電柱とか。

北村捜査第一課長 それも余り詳しく言ってしまうと、Nシステムにつきましては、それ専用のアングルを組んで設置しております。それだけではきっとわからないと思

います。今回お願いしております県のシステムにつきましては、信号機柱とか、既存の警察で管理しております設置場所に設置するという事で安価に対応できるということで可能となりました。

丹澤委員 大体今回の5,000万円ほどの予算でどれくらい設置できることになるんでしょう。

北村捜査第一課長 数につきましても御容赦いただければ。

丹澤委員 はい、わかりました。

非常にこういうふうな犯罪が多発し、また、広域的になっている事情の中でもって、こういうシステムを積極的に取り入れられることは大変いいことだと思っています。先ほど、森屋先生からも応援がありましたけれども、犯罪防止という意味からも、ぜひ積極的にこういうシステムを導入していただきたいと思っております。今後はこれについてはどういう方針で、県費で今後引き続いてやっていかれるのか、お教え願いたいと思います。

北村捜査第一課長 御指摘のとおり、今後も犯罪の発生状況とか、県内の道路網の整備状況が変わってくると思います。それから、交通量の変化などもそれによって出てくると思います。これらを踏まえまして、今回つけようとするシステムの設置効果を検証しながら、財政当局への御理解を得まして、拡充整備を図ってまいりたいと考えております。なにとぞ御支援をよろしくお願いいたします。

森屋委員 ちょっと関連で。基本的にさっき私が聞いた指令システムもそうですし、丹澤議員が質問したのもそうなんですけれども、警察は、山梨県が昨年持っている、全県を、網羅する光ファイバーネットは使えないんですか。やはり警察は、独自のルートで通信網を確保していかなければいけないのか、例えば県の既存のものを、まだ空いているはずで、大分、まだ活用もされていないんですけども、ああいうものを使っていくということとはできないんですかね。

北村捜査第一課長 今の光ファイバーの話ですが、それにつきましては、今回の、私が申し上げました初動捜査活動支援システムとはちょっと別な話になりますけれども、うちの庁内LANでやっていますいろいろなネット、それもやはり場所によっては、県が今やっているラインと離れた場所にあるので、工事だとかその他で非常にお金がかかるということもありまして、そういうことを加味しながら、利用できるものは利用していくという方針です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(警察署のさらなる再編整備について)

木村委員 最近大変、巡回パトロールによく出会います。一瞬、緊張するんです。別に悪いことしていなくても緊張する。だけど、それ以上に安心感といいます

か、警察の皆さんの御努力というものを感じて、いつも感謝をしているところであります。

さて、私、本会議で甲斐市警察署が欲しいということで関連質問をさせていただいたところでありますけれども、本年4月に警察署の再編整備が実施をされました。これからの予定といいますか、これからの再編整備についての会議等をどんな形でどのように計画をされていくのかお伺いをしたいと思います。

保坂警務課長

木村先生の御質問でございますけれども、警察署の再編整備につきましては、昨年5月に制定した警察署の再編整備基本計画に基づき、県警察の将来のあるべき姿などを引き続き検討するため、昨年10月に警察本部内に関係各課幹部によるプロジェクト会議を立ち上げたところでございます。さらに、本年度におきましては、警察署のさらなる再編整備、交番・駐在所の統廃合、あるいは警察本部庁舎、さらには待機宿舍等々、これらの整備など県警察全体のあり方について部外の有識者から専門的な意見を聴取するために、近々に有識者会議を設置することとしております。

今後、こうした有識者会議の御意見を踏まえながら、警察本部長の答弁にもありましたように、市町村合併の動向、あるいは治安情勢の推移を見極めつつ、さらなる再編整備につきまして十分検討をしまいたいと考えております。

以上です。

木村委員

では、いつ開催するかとか、そういうこともこれから決めるんだということで、本年度の予定といいますか、計画というのはいつまでに有識者の会議をして、第1回をいつごろするというような具体的なところまでは行っていないんですか。

保坂警務課長

有識者会議の設置につきましては、現在、有識者会議の委員の方の選定といたしますか、それぞれの専門性を持った方々、あるいは職域の代表ということで、自由に御意見を賜るように進めております。計画は具体的には今年度中に答申を得たいと考えているところでございます。

木村委員

では、今年度中に諮問はなされるわけですね。

保坂警務課長

はい。

木村委員

済みません、何人ぐらいの委員さんをどういう形で。全部有識者なんですか。警察関係は何人とかあるわけですか。

保坂警務課長

現在、委員の先生方につきましては検討中でございますけれども、例えば、弁護士会、あるいはそれぞれの職域の有識者の方ということで、数名を想定して進めてございます。

(警察職員の大量退職への対応について)

木村委員

わかりました。ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、団塊の世代の退職ということがよくいろいろなところで言われますけれども、大量退職時代に入るわけですが、警察の職員の方も多分大勢の方が退職をなされるのではないかと思うのですが、今、どのような状況か。こ

れからの状況をお聞きしたいと思います。

保坂警務課長

団塊の世代の退職は、本県の警察におきましても全国と同様に始まっておりまして、昨年度は86人の警察官の退職をみたところでございます。ことしは約90人の警察官の退職を想定し、見込んでおります。今後、県警察におきましては今後10年間で約730人の警察官の退職が見込まれております。これは本県警察官の定数、1,625名の約45%に当たる人数となっております。

以上です。

木村委員

大変な数字で驚いているのですけれども、警察官は普通の事務と違いまして、使命感を持って警察官になるということから始まって、大変いろいろ勉強なさる点も違います。それを埋めていくといいますか、どういう形でこれからの山梨県の警察を維持されていくのか。どういう計画になっているのか、まずお伺いします。

保坂警務課長

ただいまの御質問でございますけれども、県警察といたしましては、委員御指摘のように警察官の大量退職ということになりますと、部内的には実質の警察官、現場で働く警察官の数というものが急激に減少していくという状況が見られますし、また、急激な若返りということになりますと、いろいろな問題があるということで、組織を挙げて重大な問題ととらえております。そのため、県警察では3つの大きな対策を現在進めております。

その一つでございますけれども、組織運営のあり方ということでございます。例えば、この春に行いました組織の再編整備でございます。これは限られた警察力を効率的に運用するということで、市民の方々が身近に安全を実感できるように、パトカーによるパトロールの強化、あるいは夜間、休日の体制の強化、さらには地域の交番が空き交番にならないような強力な人員のシフト等々、その地域住民の方々が実感できるような組織の運営、地域のための運営ということで一つ取り組んでいるところでございます。

2番目には、先ほど御指摘にございましたように、若手警察官の早期の育成でございます。県警察といたしましてはベテランの警察官、知識や技量を持った職人と言われる警察官が大量に退職していくという現状から、その部門で培った卓越した技能を有している警察官や、ベテランのさまざまな知識や経験を持っている警察官から若手の警察官に知識・技量を伝達する、いわゆる伝承教養というふうなこと。さらには、いろいろな事件、事案の発生を疑似体験させる実践的な訓練、こういうものを繰り返して行って、若手警察官の早期の戦力化を図っていきたいということでございます。

最後の3点目は、マンパワーを支える警察基盤の強化でございます。個々の警察官の能力を高めるということに加えまして、警察官を支える施設の整備、充実が求められております。先ほど森屋先生はじめ先生方から各種のシステムの強化、充実ということでお話をいただきましたけれども、捜査第一課長の説明のように、初動捜査支援システム、あるいは通信指令システム、こういったシステムを高度化して、警察力の強化に努めていきたいということで、大きい3点を挙げて懸命に努力しているところでございます。

いずれにしましても、警察力を低下させないように、治安を、安全安心を住民の方に実感していただけるように精いっぱい組織を挙げて取り組んでいるという状況でございます。

以上です。

(警察署の再編整備と地域住民の協力について)

森屋委員

前からそのことをすごく心配していて、関連してなんですけど、先ほど木村先生のところでパトカーをすごく見るという話を冒頭されたんだけど、私のところもすごく見ます。しょっちゅう、ミニパトから大きいのから、それが統合した地域で、要するに署がなくなったところというかで、すごく神経を使っていたって見ていただいているんだなということで、私もそれは感謝しているんですね。

今のお話の延長線上で、今回、基本的な大きな柱としては、警察官でなければできないこと、それと民間の皆さん方に手助けをしていただかなければならない部分というのを大きく区別していかなければならないと思うんです。例えば、先ほど出たスクールサポーターというふうなことは、警察官を退職された方でもできる。本来、本当に現職の警察官でなければできないこととは違うと思うんですよね。やっぱりそのことを明確にしていかないと、今本当に何でもかんでも、夫婦げんかですえ、あるいは家族内のDVだって110番をして、警察官がその家まで行って仲裁をするなんていう世の中でしょう。何でもかんでも警察官がやったら、こんなことでは警察官が何万人いたって足りないと思うんです。だから、やっぱり社会のシステムの中で、本来警察官がやるべき仕事というのは何なのかということ。民間の方々にやってもらうものは何なのかということも明確化させていくということは、今おっしゃったような警察官の若手の育成であるとか、組織のシステムをもっと向上していくということもあるのでしょうかけれども、やっぱりそのことが一つ大きな、これからの柱になってくるのではないかなと思うんです。

そこで、ちょっと違う話に飛んでしまいますけれども、今回、都留署が大月署と一緒に。大月署都留分駐所ですか、というふうになって機構改革されたんだけど、それに伴って、本来警察のお手伝いをしていた安協とか安管とか、そういうものもすべて統合されてしまったんですね。今まで私のところの安協なんていうのは、本当に一生懸命、力が入った組織でして、警察が今までおやりにならない部分も、春や秋の交通安全週間は大勢出られてすごいお手伝いしている。ところが、今回、1つの警察署が統合されることに伴って、そうした付随した組織、民間ボランティア組織というのも統合してしまったので、どう見ても私は、そういう皆さん方の組織力、警察官じゃなくて民間の人たちの、今まで一生懸命警察のアシストをしていただいた皆さん方の組織力というか、やる気というかが、物すごく低下しているということを今、一番心配しているんですよね。それについて、交通の方に飛んじゃいましたけれども、いかがでしょうか。

伊藤交通部参事官

ただいまの安協の関係でございますが、先般も話が出たところであります、警察署がそれぞれ統合したところにつきましては、それぞれ1つの安協。県安協の支部1つになったという形の中で、今までの都留の安協の会長さん、大月の安協の会長さんと2人いたわけでございますが、その中で大月の安協の会長さんが、安協全体をスムーズに回すためには、都留の会長さんが残って、そして自分は身を引いた方がいいというような形の中で、鯉沢も、市川の安協の会長さんが残って鯉沢の会長さんが身を引くというような形で、組織全体としてスムーズに回るようにという形で安協自体も努力している状況であります。

森屋委員

本当に努力しているというより悩んでいますね、皆さん。それで、警察の

応援団にいくつも、いっぱいあると思うんですよ。安協、安管じゃなくて、防犯協会。この間も防犯協会の人たちが僕のところに来て、要するに今度は大月署防犯協会なんですね。たしか。だから、変な俗な話で大変申しわけないんだけど、都留の谷村の時代から一生懸命やっていた人たちは、都留警察署となっていたはっぴが、今度は大月署防犯協会というはっぴになるんだと。それは着ないと。笑い話じゃなくて、俗な話でまことに申しわけないんだけど、それぐらいポリシーを持って自分たちの地域を守るんだという、実は、警察は警察の組織だけじゃなくて、そのほかいろいろな応援団がいて、その人たちとのうまい関係の中で警察体制というのが構築されていて、地域住民の安全安心を守ってきたんですよ。そのことをね、もう一度よく理解してもらいたいと思う。

安協の人たちも、今度は違う組織、安協というのではない、自分たちの都留の交通安全を守るという組織を新たにつくりたいとまで言っています。だから、警察署が統合されたという表向きの体制が整備されたことにおいて、いろいろなことがやっぱり地盤沈下されつつある。そのことに気づかないと、1回そのことが壊れてしまうと、また警察としてどうするんだということに、今度は正式な公務員としての警察官の人たちを増やしたり、システムを増強したり、パトカーを増やしたりという、今までお金は見えなかったかも知れないけれども、地域の中で支えられてきたというのが警察なんですよ。そのことをもう一度検証するなり、あるべき姿、先程検討会、今後のこれからの警察署の話をしていくようだけれど、そういう中でもただ単に統合していくということではなくて、この間の本部長の本会議での答弁でも結果を出していくということを見てくださいとおっしゃいましたね。私もその通りだと思う。そのことをお任せしたいと思います。しかしながら、周りを困らせている、警察を困らせているそれぞれいろいろな組織があってその人達の組織体制が今、確実に崩壊しつつあります。そのことをよく調べていただいて、やっぱり警察は警察だけでなりたっているのではない、地域の皆様方の協力の中で動いていたんだということをもう一度理解していただきたい。本当に今私のところにしょっちゅうくるのは安協の皆様方と防犯協会。防犯協会の人自分達のはっぴ、自分達の金を出してもやりたいと言っているんですよ。今の状況はその後やる気があるんです。しかしこれが何年かたってしまって広域化されることによって、それぞれの地域の防犯意識や交通安全運動に対する意識が低下してしまうのが私は大変ある意味では恐い、という思いがします。ぜひこのことをこの際ですから、頭に置いていただいてこれからの警察のあり方をご議論する時に必ず大きなテーマとして、常にそのことに神経を使いながら議論を進めていただければ大変ありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

保坂警務課長

森屋先生のご指摘、まことにその通りだと思います。本部長の答弁にもありましたように警察組織は住民の協力、ご理解があってはじめて、いかになくその力を発揮できるということで、先生のご指摘をふまえていただきまして、検討委員会においては住民との協力、協働な組織づくりについても十分に検討してもらいたいと思います。

主な質疑等

知事政策室・企画部関係

第七十四号 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第八十七号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

質疑

森屋委員

それでは知の3ページ、ホームページ推進費についてお伺いしたいと思います。今、いろいろな資料を調べさせていただくときは、もうすべてホームページ経由。山梨県のことばかりじゃなくて、全国の都道府県、あるいは国の官庁、すべて今はホームページで、本当に細かく見させていただいて勉強することができます。まさに情報化社会、情報の公開が必要だなと感じます。さらに勉強させていただいて、お互いにそれが向上につながっていくのではないかという気がいたします。

ホームページを見たときに、こうやってもう10年近く見させてもらうようになってくると、つくっている方皆さん方がどういう気持ちでつくっているのかというのが、かなりホームページ上から伝わってきます。本当に、いろいろな資料や数字を出しているだけなのか、あるいは見ている人たちに理解してもらおうとか、わかってもらおうとか、それからどういう人たちがこのページを見ていて、どういう人たちに対して県の行政なり省庁の情報というのを発信しているかというのも、それぞれのスタンスさえも見えてくる部分があると思います。

そこで今回、新しい知事になって情報の公開度を高めようということもありましたし、ホームページをリニューアルしていくということでもあります。従来は、必ずしも私は山梨県のホームページというのは見やすいものではなかったなと思います。例えば、きょうのこの後のところでさんざんやろうと思っておりますけれども、財政の数字なんかを出しているのを見ましても、アップしているのが画像を読み込んだような形のデータ表なんですね。そうすると、プリントアウトしたときにがさがさの、画像を取り込んだようなものですから、非常に見にくい。一方こっちは宮崎県の新しい知事になって財政の中期見通しというのを出しているんだけど、非常に見やすい。それから、横内さんになってからも努力は見られると思います。これが知事が定例の記者会見で出している中身です。これはつくりようがあるのかな、努力はわかる。努力は。一生懸命、記者からかなり突っ込まれたことを、生の声をこういうふうに出して、こういうことを情報公開して、いこうという努力は見られるんだけど、本当に見る人から見やすいようになっているのかどうなのかというのが若干疑問が残る部分があります。

そこで、今回、そういう新しい知事のもとで情報公開度を高めようということで恐らくこの臨時で新しいものとしてホームページの推進費というのが出てきたのだけれども、まず内部的にやるのか、例えば外部の業者みたいな人たちにアウトソーシングみたいに出していくのか、まずそこからお聞きしたいと思います。

田中広聴広報課長 今年度どういうふうリニューアルしていくかということだと思いますが、まず、現ホームページの評価とか改善点の洗い出しをします。それから、今現在、いろいろな県とか市町村とか、ほかの企業などが出しているホームページのいいところを参考にする。また、今の技術がどのぐらいのところまで来ているかという新しい技術、そういうものを調査しまして、ホームページの評価、改善点の洗い出し、そして新ホームページに登載すべき資料、それを検討する。それらのことを業者へ調査委託をするということが今回の予算の中身です。

森屋委員 中身はわかったのですけれども、要するに調査するのは今の現状で県がやって、制作は外部に委託するんですか。

田中広聴広報課長 評価、改善点の洗い出し等は私どもがやりますけれども、全般的にいうと、これは新しい技術の調査ほか、そういうことも含めて業者に委託します。

森屋委員 恐らくホームページというのは、私も数枚のホームページを自分でつくっていますけれども、まず基本設計、一番のトップのホームページと言われるもの。そしてその後に、県の場合は、出先まで含めたら恐らく相当の数のものがありますよね。あるいは、僕はよく中央病院なんかのを見させてもらいますけれども、非常によくできているけれども、ああいう外郭みたいな、外郭とは言わないけれども、そういった外の部局の部分というのがありますよね。そういう隅々のところまで、要するに基本のホームページの設計方針というか、理念みたいなものを、やっぱりある程度伝える必要があるのかなという気もいたします。しかしながら、それは現実問題でいうと、相当お金もかかるし、時間もかかる。とりあえずは一番最初のトップページというか、県庁内の部分なのかなという気もしますけれども、基本的にその辺をどういうふうな基本設計を立ててやっていくのかお伺いいたします。

田中広聴広報課長 詳細な仕様とかデザインの決定とかシステムの構築は来年度で、今年度は今言ったように調査をして、そして検討するというところですよ。

森屋委員 ということは、大分時間がかかりますね。横内さんが4年やっているうちに評価を出していくためにも、早くそのことをやっていかないと、どのぐらいのアクセス数があるかということとはわからないけれども、少なくとも僕なんかでも全国のありとあらゆる都道府県のを今見ますから。だからやっぱり早急にそれをやっていかないと、山梨県の行政の姿勢というものを問われます。

それで、部局に関しても、今年は今のお話だとそれぞれの調査というふうな年度になるようですから、広聴広報の方で聞くというよりも、もう一つの工夫を。僕なんかはやっぱり財政の方に関心がありますから、財政問題はもともと難しい話です。私なんか素人には本当に難しい問題だけど、それをどういうふうなグラフなどを使ってわかりやすく県民に示していくかということが問われるホームページですね。

例えば、一つの例ですよ。これは山梨県の数字で並べているものと、それから棒線グラフみたいなものもあるわけです。素人にいかにわかってもらおうかという姿勢というのは、こういうので完全にわかってきてしまうんですよ。だから、やっぱり部局の人たちにも考えさせる、もうちょっと、自分たちが今までやってきたことはどうなのかということ、みずから考えても

らって、そこからアイデアを、どうしたらいいかという方針を出してもらおう。そういうことは必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

田中広聴広報課長 そのとおりだと思いますので、部局等とも検討してまいります。

森屋委員

最後に、検討、設計まで行くんですか。やっぱり一番ホームページで大切なところは、民間のいろいろなホームページなんかもそうなんですけど、それからネットショッピングなんかでも今、一番言われていることは、検索を入れたときにどこが一番最初に行くかということなんです。ヒットする。今の山梨県のだと、例えば「財政」と入れると、ちょっと確かな数字は置いてきてしまいましたけれども、1,700件ぐらい出てくる。1,700件出て、どこから見るかということなんですよね。やっぱり検索の仕方。検索というのは一番問われると思います。今、Yahoo!ばかりじゃなくて、Googleとか、本当にいろいろな検索サイトがありますから、検索したときにどこからヒットしてくるか、つまりはどこにヒットするかということは、逆に仕掛けると、県サイドが見てもらおう人にとって一番見てもらいたいところはどこのか。「財政再建」とか入れたときに、あるいは「行財政改革」と検索を入れたときに、一番最初にヒットするのを一番見てもらおうわけですよ。だから、それは逆に、見てもらいたいものを先頭に出していくということも今はできますから、ぜひ検索ということにも。それはトップですよ。一番のホームページにある検索のところそういう気をうんと使って、神経を使っていたきたいと思います。

私は、人のことを言うのはあんまり嫌だけど、長野県で田中さんが知事をやった6年間ぐらいは全く評価していないんだけど、一つ評価できるとしたら、ホームページが長野県は、非常にわかりやすい。ただそれだけなんですけどね。ぜひ、いろいろなところも参考にさせていただいて、全国に誇れるようなホームページを1日も早くつくってください。よろしく願いいたします。

岡委員

そのページの上の方にある県政だより「ふれあい」についてなんですけど、リニューアルすると出ているんですね。今までの分をちょっと持ってるんですけども、どんな形でリニューアルしようとしているのか。今の話で、何とっていいのか、やっぱり知事が変わったから、それらの体制づくりでやるという姿勢についてはわかるんですけど、どんな形で、どんなものでしょうか。

田中広聴広報課長

「ふれあい」のリニューアルにつきましては、現状、新聞紙面を使って毎月出している月刊号、それから年4回の特集号、24ページぐらいのものをつくっております。この形式については、県政モニターの方に聞いた範囲でも、これが好評だということですので、この形式についてはこのままでおいて、ほぼ今まで3年ぐらいおきに改訂をしておりますので、「ふれあい」の編集を変えていこうということにしております。企画コンペをして、そしてどれがいいかということをお我々の方で審査して、新しい内容にしていきたいと思っております。

岡委員

余りよくわからないところがあるんですけども、まず、マスコミにということですけども、何社ぐらいですか。

田中広聴広報課長 これについては、まだそこまで決めておりません。

岡委員 じゃあ、今まで。

田中広聴広報課長 何社ぐらいということがありませんので。これについてのデータがありませんので、またすぐ伝え答えたいと思います。

岡委員 広聴広報課で「ふれあい」、つまり山梨県政だよりというのは毎月1回出しているわけですから、それらを含めて資料がないということ自体に、私はちょっと不思議に思うんですけども、いずれにいたしましても4,700万円ばかり乗せているわけですね。かなりマル臨ですから、一度だけなのかな。いずれにいたしましても、どういうふうな形でやるのか、いま少し具体的に教えていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

田中広聴広報課長 企画コンペの内容についてですか。

岡委員 言うなら、リニューアルというふうに言われている。

田中広聴広報課長 リニューアルについては「ふれあい」の特集号とか、今、新聞紙面に掲載している月刊号、その内容です。特集があったり、幾つかのところを業者さんにどんな「ふれあい」があるかということをご提案してもらって、それによって内容を新たにします。

岡委員 それにしては4,700万円というのは余りにも金額が多いのですけれども、何でしょうかね。

田中広聴広報課長 補正予算の中身というのは、9月以降の「ふれあい」の印刷代、それから、県民に対して配る経費です。コンペそのものについては、県外からの委員さんをお願いするための報償費、旅費だけです。印刷代は当初の予算で8月分までであり、その残りを今回の補正に載せたものです。

岡委員 わかりました。とにかく、それはそれで期待をすることにいたします。
引き続きまして、次は企の2ページ。新県立図書館整備事業費、800万円ばかり盛られています。知事の所信表明の中では、老朽化が進んでいるからできるだけ早く建てかえたいと。学識経験者を中心に検討委員会をつくると、こういうふうに言っているわけですね。機能だとか規模だとか建設地について検討していきたいと、できるだけ早くと、こういうふうには言っているのですが、それについて中身をお聞きしたいと思います。

古屋企画課長 新県立図書館の整備の検討でございますけれども、整備検討委員会におきましては、先ごろ発足をいたしております。県立図書館のあり方、役割、機能、それから施設の構成、規模、建設地、あるいは管理運営方法、幅広い分野にわたりまして、専門の方、図書館に学識のある方、あるいは利用者で構成しております整備検討委員会で幅広い御議論をいただきまして、集約されたものを参考に、整備計画を今年度中に策定いたしたいと考えております。

岡委員 たしか検討委員会の委員は11名だと思っておりますが、知事は年内をめぐりに最終報告をしたいと言っているんですね。今は年度内と御答弁いただ

いたのですが、それらを含めて、その11人の方々に検討委員会をする。いずれにいたしましても、800万円からというと、先ほどの4,700万円もそうなのですが、ちょっと金額が大きいなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

古屋企画課長

今お尋ねの冒頭の部分でございますけれども、整備検討委員会の報告につきましては年内にいただければと思います。それを踏まえまして、整備計画そのものを策定いたしまして、パブリックコメントも活用させていただきまして、年度内には整備計画をという意味でございます。ちょっと言葉が足りませんで申しわけございませんでした。

それから、予算でございますけれども、817万8,000円でございますが、この内訳は、ただいま申し上げました委員会の開催経費が約160万円程度でございます。それと、支援業務の委託ということで、あり方、役割、機能等につきましては、検討委員会で幅広い御議論をいただきますし、私どももそれを踏まえて整理させていただくわけでございますけれども、あり方、役割、機能のその先に建物、施設の構成でありますとか、利用者の動線、それから機能に応じてどういうふうなスペースを配置していくのか、そういった施設、設備の面での専門的な知見というものもいただきたいと考えております。

それから、今後の議論の中で、知事も答弁で申し上げておりますが、新しい情報化の時代に対応した21世紀型の図書館と申し上げているところでございますけれども、そういった情報システム、現在、県内の市町村立図書館とを結ぶネットワークシステムがございますが、これをどういうふうによりリニューアルするのがあるいはどういうふうを活用していくのかということに端的にあらわれるわけでございますけれども、図書館の情報システムとしてこういった形にバージョンアップしていくのか。その辺の細かな専門家の知見をいただきながら、整備計画として最終的にはまとめていきたいということで、その部分の業務委託が640万円程度でございます。そういうことで、業務委託の部分と委員会の開催経費、それからあとは整備計画を印刷してお配りしたいと考えております。その印刷経費などを含めまして817万8,000円といったようなことになっております。

岡委員

知事の所信表明の中では、機能、規模、建設地などというふうに出ているんですね。建設地などというふうな形で出ておりまして、過日、大学コンソーシアムの皆さん方が北口へというふうなお話で陳情されておりますし、甲府市からも、当然でありますけれども、北口へというふうなお話をされていると思っているわけですが、これらの検討はどの辺から進めていくのでしょうか。最初から、第1回目から全体の委員会で検討するのでしょうか。それとも、順々に何回かしていくうちに、例えば建設用地の問題についても、3回目か4回目で検討していくとか、そういうふうな形でやるのでしょうか。最初から全体的な検討をしていくのでしょうか。

古屋企画課長

全体として、整備検討委員会につきましては5回程度の懇談、それから8月を考えておりますけれども、県民フォーラムということで、いわゆる国中と郡内の2カ所の県民フォーラムを間に挟むような形で検討を進めたいと考えておりまして、整備検討委員会で特に御議論を重点的にお願いしたいと考えておりますのは、新しい県立図書館のあり方、役割、その役割を果たすための機能ということあたりを中心に御議論いただきたいと思っております。そ

の辺のあり方の議論というのは非常に大事だろうと思いますので、そういった議論につきましては、3回ぐらいは集中的に御議論をいただければと考えています。時期としますと、委員さんの日程等もあろうと思いますが、9月、10月ぐらいは、そういったあり方、役割、機能について重点的に御議論をいただきたいと考えております。

建設地につきましては、それ以降かなと考えておりますけれども、第3回の前に県民フォーラム等もございますので、そういったところで県民の皆様方からどのような御意見をいただけるのかということも踏まえて、その後の検討のあり方につきまして検討させていただきたいと、考えております。

岡委員

県民フォーラムを開催していただけるということですから、ありがたいなと感じています。その後、ある一定の段階でパブリックコメントにかけるということでありますから、広く県民の意見を聞くことは大切だと私は感じておりますし、やはり北口へというふうにあちらこちらから言われてきているわけありますから、かたくなに。これは知事に言わなければいけないことですから、それ以上質問することは避けますけれども、いずれにしても、ぜひすばらしい図書館を建設していただきたいと思います。

あと1点。その上の、クリーンエネルギーシステムの関係です。これは、今までもうちの会派、フォーラム政新では燃料電池問題については、きちんきちんと踏んできているというふうに私は理解をいたしているわけありますけれども、今回1,000万円の予算を組んでいただきました。端的に言いまして、これは莫大なお金がかかる貫井学長さんなんかからもお聞きもいたしましたし、協議会からもそんなお話をお聞きをいたしましたわけありますけれども、端的に言って、他県では何億円というふうな形で大学に出しているところもあるわけですね。例えば山形とかほかの大学でも。そういうふうな状況の中で1,000万円というのは余りにも少ないのではないかと感じるわけありますけれども、その辺について考え方をよろしく願います。

古屋企画課長

今、お尋ねのまず燃料電池ということでありまして、燃料電池の開発につきましましては、都市エリア産学官連携促進事業ということでございまして、全体の事業スキームが18年度から20年度までの3カ年で、全体の総事業費は4億6,000万円ということで組んでございます。そのうち国の委託料が3分の2、約3億円を占めます。残り3分の1を大体折半ということですが、県の負担と地域の負担ということになっておりまして、全体の運用費4億6,000万円のうち、県が負担をいたしますのが約8,000万円程度でございます。今年度、19年度における、県予算といたしましては、その8,000万円のうち、約3,500万円程度をお手伝いをするというふうに考えておりまして、1,000万円は、その中の数字ということでございます。内訳といたしますと、補正予算にもございますけれども、シンポジウム開催経費等の課別説明書の500万円の部分、現在、理工学研究機構で農産物系のバイオマスから水素をつくり出すという技術研究をしておりますが、それが約400万円。工業技術センターで燃料電池の部品製造にかかわります研究開発をやっておりまして、それが1,100万円。富士工業技術センターでも同じような研究を500万円かけてやっておりまして、それに今、先生の御指摘の1,000万円を足したものが19年度の予算ということで、約3,500万円。これに、先ほどの繰り返しになりますが、国の委託料が今年度の場合ですと1億1,000万円、地域の負担が約3,000万円という

ことで、3カ年全体では4億6,000万円ということです。

今後、この研究開発事業の成果を見まして、さらに実用化に向けて、実用レベルでの共同研究開発が将来展望できるのかどうか。その辺を見極めた上で、また今後の取り組みにつきましては検討させていただきたいと考えております。

岡委員

1,000万円だとして、既にこれについてはトヨタとかホンダとかというふうな形で、国の方でも認可がおりているという話も聞いているわけですし、それらの企業とのタイアップというのはどういうふうな形になっているのでしょうか。

古屋企画課長

今、この都市エリア産学官連携ということで開発しております燃料電池は、主として分散型という言い方もするのですが、家庭用の燃料電池開発を中心に現在考えております。したがって、燃料電池の応用分野としますと、委員御指摘のように自動車でありますとか、あるいは携帯電話等の移動系の電源、非常に小型化したものになりますが、それと、ただいま申し上げました家庭用のということになっております。

各分野につきまして、経済産業省、資源エネルギー庁も大変研究開発に力を入れております。私ども山梨大学を中心にやっております研究開発につきましては、家庭用の燃料電池開発。現在まだ実証実験段階で、非常にコスト高になっておりますが、これをさらにひとケタぐらい圧縮するような技術レベルまでに追い込んでいくにはどうしたらいいのかということで、今、研究開発をしているようです。そういった状況でございます。

土屋委員

図書館整備について質問したいと思うんですが、先ほどの質疑を聞いておまして、18年度にはPFIによって契約をしようという段階にまで至っていた、この図書館の整備について、新しい知事が誕生したら、全く新しい事業費が計上されているわけです。それはそれとして、18年度までの新学習拠点施設の建設に至るまでの経過、あるいはかかった経費がどうなっているのか、私、通告していないんですけれども、今、議論がされておりますし、予算ももらっていることですから、18年度PFIによって生涯学習センターの建設しよう、その中に図書館を建てようという経緯、経過があったわけでありまして、それまでの、取り組んだ経過あるいは経費、どうなっているのかという状況からお願いします。

古屋企画課長

経過もあわせましてどういうことかといいますと、平成16年度に基本構想を策定いたしております。その関係の調査経費を含めまして、当時約820万円。それから、平成17年度にPFIということで事業を整備しようということで、PFIのアドバイザーの業務委託等、あるいは埋蔵文化財の発掘調査がございましたので、その面で約8,200万円。それから、18年度にPFIのアドバイザーを継続をいたしまして、さらに埋蔵文化財の発掘調査ということで、18年度は約3,700万円。3年間合計で約1億2,700万円程度の予算をお認めいただいたということでございます。

このうち、埋蔵文化財に約4,500万円ということでございます。

土屋委員

行政はトップといいましょうか、為政者がどんどん変わっても継続しているいろいろなものごとに取り組んでいっているというような流れもありますし、また、県民から選ばれたトップが判断する場合には、今までの流れを変える

というようなことも、長い間、私、何回か議会に席をいただいているので、いろいろな経験をしているのですけれども、約1億3,000万円近い経費をかけて取り組んできたものを、また再度経費をかけて図書館のあり方の議論をしていこうということについては、いささか甲府市民の立場から来て、なかなか納得が寄せづらいと思うんですね。

もう1点ですけれども、県職員の駐車場ということで、山日YBSの裏にある建設したばかりの駐車場を第三者機関に譲り渡して、そしてこの新学習拠点整備をしようという流れになってきたのですが、こういうような、図書館を新たに検討しようということになってくると、あの県営の駐車場は全くもとに戻してしまうのか。いやいやそれは18年度までの取り組みの中でもう合意事項だから、これは進めていくということなのか、県職員の駐車場の取り組みについては、今の時点でどんなふうな取り組み、どんなふうな御判断をされているのかお聞かせいただきたいと思います。

古屋企画課長

今、先生が御指摘のとおり、北口の開発整備の過程で再換地ということで、公社の駐車場の部分と、交換ではないのですが、全体の換地の中での土地の配置の見直しということの中で、それまではあそこの県道、愛宕町下条線からすぐ北側は別の土地利用になっていたのですが、再換地の結果、甲府駅から道路を挟んだ北側が一体的に利用できることとなり、北口県有地の利用価値はそれによって上がったというふうに理解をしているところでありますので、北口の県有地の今後の利活用構想ということで議論されておるわけですが、北口県有地の今後の利活用を考えたときに、現在の換地の状態、今、現地はそうっておりますけれども、再換地した後の現地といいますのは、引き続き県民にとっても非常に貴重な財産であると考えております。これを今後どうするかということにつきましては、幅広い御議論があろうかと思いますが、現在、その北口県有地につきましては、私どもはそのように理解をさせていただいているところであります。

土屋委員

ちょっとお答えいただけない。行政の継続性については、課長レベルでいいのかわかりませんが、継続性という流れの中では、現在の図書館の予算を計上された経緯からして、ちょっと自然の流れじゃないと言わざるを得ないんですね。もう建てるばかりになっていたのが、また新たに図書館の予算を、先ほどの岡さんの議論の中にあつたように、検討委員会を設けるようですよということは18年度までに1億3,000万円の経費をかけて取り組んできた。今度は全く逆の考え方を示されているわけですから、そういう行政の継続性からは、いささか疑義を覚えないわけでもない、私は言いたいわけですが、しかし、先ほどの議論の中でありましたように、学識経験者を中心とした検討委員会に、新しい考えのもとで図書館を検討してほしいと。しかし、18年度までに計画された図書館用地を含むのか、全くあれを白紙にして違う次元で図書館の検討をお願いするのか、1億3,000万円を全くむだにしてしまう。いやいや生きていますというのか、継続性ということからどのように御判断されているのか、この機会ですから、尋ねておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

古屋企画課長

2月の定例会におきます知事の答弁のところを引用させていただくしかないわけですが、前の計画につきましては、500席のホールですとか、物販施設等、答弁で申し上げているのは、過剰不要とも思われるような施設。それから、施設の管理30年、運用15年ということにつき

まして、一民間事業者に委ねるということについて県民の不安もあるということで、公共図書館としての機能を十分果たし得るのかどうかということで懸念につながるということで、新たな学習拠点の建設につきましては、知事が白紙撤回をされたというふうに理解しております。

建設費につきましては、今現在、どこの場所につきましても、私どもにしますと白紙ということで今後の検討というふうに考えています。

継続性という部分でのお答えになっていないかもしれませんが、私どもとすれば、そんなふうなところを新たな出発点ということで検討させていただきたいと思います。

土屋委員

非常にレベルの高い議論をしようと思ってやっていますので。課長を立ち往生させようとは思いませんが、今、極めて日本全国の自治体の財政が憂いのあるときに、億というお金は、私はなおざりにできないような地方の財政の状況ではないかなと。こんな感じで私どもは議会でいろいろな議論をしていこうと。今、500席の公会堂という古屋課長の方からの御答弁があったのですけれども、ここに県民会館公会堂、2,000席があったわけです。これも老朽化ということで解体をして、それにかわるべき施設というものが市民の皆さん、県民の多くの期待やら、あるいは生涯学習センターを検討する過程の中でいろいろ議論を積み重ねて、少なくとも周辺の集合施設に、あるいは民間の施設に影響しないようにということで規模を小さくして、500席ということにもなったと思うんですね。

そこで余り時間かけてもいけないので、次の場面で議論しようと思っています。図書館の建設場所は、全く北口は考えなくて、新たな場所を検討しようとしているのか、先ほどちょっと触れたように、前の経過もあるので、北口の県有地も、検討の対象に入っているのかどうか、その部分だけははっきりしたいと思っているのですが、いかがでしょうか。この817万8,000円余の調査費の中に、検討委員会に委ねるという検討委員会の取り組み、あるいはさっきも議論の中にありましたように、大学の先生方がそろって北口が一番よろしいと。教える現場の先生たちが一番適地と言っているのに、それを除いて違うところを検討しようとしているのか、いやいや、北口も含んで図書館のみの検討をしているのか、やっぱりはっきりすべきじゃないかなと思うんですね。

新藤企画部長

ただいま新県立図書館の建設場所のお尋ねがありました。建設の場所については、知事が昨年の2月議会で答弁して以来、一貫して北口県有地を含めて検討をするというふうに申し上げてきているはずでありまして、現在でも何らそれについて変わりがない。したがって、北口でないところにつくるとかというような極端な議論がされているわけでもありません。先ほど、企画課長がお答えをしていますように、新しい県立図書館の役割、機能、そういったものを議論をしていく中で、一番それを発揮できるふさわしい場所がどこであるのかということでおのずから場所は収れんされてこようかなと理解をいたしております。

以上であります。

土屋委員

今のお答えでいいです。

丹澤委員

やまなしブランド戦略推進費についてお伺いをいたします。この940万円の中身について、もう少し詳しく御説明いただきたい。

曾根政策参事

今、丹澤先生からお尋ねのやまなしブランド戦略推進費でございますけれども、これにつきましては、山梨県のブランドを積極的に情報発信していこうということで、新たにやまなしブランド戦略懇話会というものを開催して情報発信のあり方、それから手法等につきまして検討していただくというものでございます。内訳につきましては、戦略懇話会の委員の報酬、それからこの会議の運営に当たりまして、当然、県内の委員さんから御意見を聞くだけでなく、首都圏の方が山梨県をどういうふうに見ているか、また山梨県からどのような情報発信を期待しているかということ首都圏等で伺う機会ということで、それらの意見交換会の経費と、それからあわせて新聞等で情報発信をしまいたしますので、その経費が940万円に入ることになります。

丹澤委員

知事は山梨総ブランド化ということを全面に掲げて当選をしてきたわけでありまして。今さらながらブランド化の必要性は言うまでもありませんけれども、堺屋太一さんによりますと、今、日本で売られている1,000円のネクタイ、あれ、中国で材料費がわずか10円だそうです。デザインをして縫製をして、製品にでき上がったものは290円。それを日本のバイヤーが買って来て、店頭でそれを1,000円で売ると、こういう仕組みになっています。ところが、フランスのドミニクフランスというネクタイを御存じだと思います。あれ、1本10万円なんです。1本10万円です。片や1,000円のネクタイ、片や1本10万円で上代価格が設定されるネクタイ。どこが違うのか。

私の住んでいるところ三珠町は、旧三珠町ですけれども、あそこで作る桃は1個300円です。ところが、日比谷の千疋屋へ行きますと、1個1,200円、高いときだと1,500円という桃を売っています。あそこで僕は夏場、休んでいるときに、1個1,200円、これ、どこの桃かなと、ふっと見たら春日居の桃でした。おお、春日居は1,200円か。我がふるさと三珠町の桃は、同じ苦勞をして300円しかない。そして、どこが違うのか。あれ、センサーではかるから甘さは同じです。機械ではかるから大きさも形もみんな同じです。同じものが出ていって、同じ苦勞をして、片方が1,200円、もしくは一番高いときが1,500円。片方は300円しかない。どうせ苦勞するんだったら、1,200円、1,500円の桃をつくりたい。みんなそう思っているわけです。どこが違うか。名前だけが違っている。春日居という名前がつくと1個1,200円。三珠の桃というと1個300円にしかない。これがブランド。先ほど言った中国のネクタイもそうです。材料にどれだけの差があるか。10倍したって、その利益というのは膨大なものです。だから、ブランド化の必要なんていうことは、もう私が言うまでもない。

そこで戦略なんです。どうしたらブランド化できるのか。皆さんのところが山梨県には工業製品もあります、農産物もあります、地場産製品もたくさんあります。そういうものをブランド化するための戦略をまずどこか司令塔がなければできないはず。そこがこれだと私は思っていた。そのブランド化するためにはどうしたらブランド化できるのか。どういうのをお考えになっていますか。

曾根政策参事

ブランド化につきましてですけれども、それぞれの商品につきましては、皆それぞれのよさが当然でございますけれども、それがやはりブランドとして

認められるためには、その商品がやはり製品的にもいいものであるということが起点になりまして、やはり認められるということだろうと思います。その認められていくためにどうするかというところでございますけれども、そのために山梨県のいろいろな長い伝統と歴史の中で培われてきているそれぞれの商品がございますので、それらを積極的に発信いたしまして、しっかり認知をしていただくということによって、少しでもブランド化が図れる。そのブランド化の過程の中では、当然、例えば品質が悪いものがあつたりして名前を落とすとかということがあつてはいけないわけでございますけれども、そういう一番の基点となる安全とか安心とか、そうした部分を一番基本にして、しっかり情報発信して流通を図っていくということであると思います。

そのためにも、消費者の意向をしっかり確認をするということで、首都圏等で御意見を聞くことも、消費者のニーズをしっかり把握をした上で情報発信をしてまいる一つのツールにしたいということで今回、戦略懇話会を実施していただいて従前にも増した情報発信をしてまいりたいと考えております。

丹澤委員

おっしゃるとおりです。いいものをじっくり時間をかけてやる。これがフランスのヴィトンであり、いろいろ、そのようなフランスのものがそうなんでしょう。山梨県も長い歴史のものがたくさんあるんです。なぜ時間をかけていいものがあるにもかかわらずブランド化されなかったのでしょうか。

曾根政策参事

非常にいいものがありまして、それは情報発信の仕方にもよろうかと思えますけれども、しかしながら、長い伝統の中で技術をそれぞれが生かしながら、山梨のものが脈々としてここで現在までいい商品のものが続いてきたということございまして、製品そのものについては、非常に信頼性が高いと考えております。ですから、これからはそのいいものをさらに情報発信をして、ブランド化を図っていくことによって、全体に山梨県の県産品の販路拡大、それには生産体制もある程度なければいけないわけございまして、やはり非常に需要がふえても、需要にこたえられないということになりますと、またいろいろな面でブランド化の支障になるということございまして、ブランド化を図るときには、そうした安全性の面や生産の面、いろいろな面で十分環境を整えた上で進めていくということも必要かと思えます。

丹澤委員

私は、ブランド化には2つの要素があると思います。一つは、ともかくいいものをつくる。長いこと我慢する。そしてみんなに認めてもらう。じっと我慢して認めてもらう。もう一つはコカコーラです。莫大な宣伝費をかけて、いいものを短時間のうちに売り出す。この2つの方法がブランド化するためにはあると思っています。最初の方は我慢なんです。我慢、我慢、我慢。その我慢をするのに、そういうことができるかどうかということなんです。そういう県民性であるのか。あるいはそれを我慢させるような、行政で何かお手伝いすることがあるのか。もう一つは、先ほど言ったように、盛んに情報発信と言いました。その情報発信を聞きたいんですよ。どうしたらブランド化できるような情報発信なのか、それが戦略。言葉は簡単です。情報発信すればいいんです。みんなそうなんです。

上勝町という、あの葉っぱを売って何百万円かやっている町がありますね。おじいさん、おばあさんが。あそこの人が山梨県で講演した。山梨県の穂積のユズというのは、1反せいぜいつくっても40万円か50万円にしかなら

ない。あそこは200万円になるというんです。どこが違うのか。上勝町のユズという名前がつくだけで、片方は1反200万円にもなる。片方はせいぜい30万円か40万円しかない。その情報発信力をだれがするのか。行政がどうしてやっていくのか。これがまず一番。情報発信、情報発信、おっしゃるとおりだと思う。そこをどういうふうにしていくのか。そこが戦略だと思うんです。まあ、じっくり検討されてやるんでしょうけれども、じっくりじゃ間に合わない。ぜひどういう方法であるのか、もう一度具体的をお願いします。

曾根政策参事

丹澤先生の方からコカコーラ方式という話がございましたけれども、御承知のように、全国的に、また世界的に産地間競争が非常に厳しくなっております。まさに現代、その情報発信を積極的にする時期ではないかというようにも考えております。

そういう点で、コカコーラ方式というものを提示いただいたと思いますけれども、セールスをする上においては、やはりいいものを一般の消費者に知っていただく機会ということと、それからそういう製品を扱う卸業者とか小売業者、こういう方々にもセールスをしていく。そういうことが大事ではないかと思えます。そのために知事もみずからがトップセールスをするということを申されておまして、例えばでございますけれども、観光の場合ですと、観光業者の集まる会に積極的に山梨をPRする。それから、農産物の市場のところに行き知事が行ってアクセスするとか、そういう面で実質的な効果の上がるセールス、情報発信、そういうことも考えているわけでございまして、いろいろなそれぞれの層、それからそれぞれの職において情報発信をさせていただいて、本当に浸透できるような情報発信をこれから行ってまいりたいと思えます。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(用語の適切な使用について)

森屋委員

1点だけお願いをさせていただきます。知事が共産党の質問に対してジェンダーフリーという言葉のみずからお使いになっておりましたけれども、私もこの問題については以前からやっておりますが、真の意味の男女共同参画社会の構築を図っていくという意味からも、ジェンダーフリーという言葉を使用することにおいては、内閣府の男女共同参画局からもコメントが出ておまして、使ってはいけないということになっているわけですから、やはり知事の発言としては適切ではない。このことだけはやっぱりしっかり押さえていただいて、ああいう形でジェンダーフリーという言葉が、せつたくななりつつある中でまた出てしまう。ジェンダーということはいいいんですよ。ジェンダーフリーという言葉は認められた言葉ではございませんので、ぜひその辺だけは御確認をお願いしたいと思います。

清水男女共同参画課長 森屋先生からの御質問ですけれども、先生もおっしゃいますとおり、平成18年1月31日に内閣府男女共同参画局の方から通知が出ておりま

して、本県におきましては公式にはその用語につきましては使わないということにしております。

森屋委員 ぜひお願いします。

(慶應義塾大学の富士北麓への進出について)

丹澤委員 1点だけ。済みません。慶應大学が北富士に進出するというようなことを聞いておりますけれども、この内容についてはどの程度県で把握しておりますでしょうか。

中村知事補佐官 進出というふうなことではなくて、まだ富士吉田市と慶應がそのような話を進めているという内容だけは承知しております。

丹澤委員 これは県もこの話には加わっているのでしょうか。

中村知事補佐官 この話の中には加わってはいませんが、関係者として富士吉田市の相談には乗っております。具体的には慶應と富士吉田市が作業を進める中で、具体的に内容が固まった段階で県の方に相談に来ますので、そのときに県の役割というものも考えていきたいと考えております。

丹澤委員 そうすると、県の方では具体的にどういうふうな中身かということは、富士吉田市、あるいは慶應義塾大学の方からは、そういうふうなことについては何の話もないんですか。

中村知事補佐官 具体的な内容は聞いておりませんが、富士北麓地域の振興、それから国際社会に対応した人材の育成というふうな内容で話を進めていきたいということは聞いております。

丹澤委員 この間、私ども輝真会の代表質問の中でも、企業が進出する第一の条件はいい人材が安い場所、そういうところが企業が選定をするということでありましたので、ぜひ慶應義塾大学が富士北麓の方に進出をしてくれるということであれば、積極的に県の方も力をかけてやっていただきたいと思うのですが、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

中村知事補佐官 具体的な内容をお伺いする中で、県としてできる範囲の中でできるだけ協力はしてまいりたいと考えております。

(地上デジタル放送への対応について)

安本委員 地上デジタル放送への対応についてお伺いしたいと思いますけれども、平成20年度の国の施策及び予算に対する提案要望ということで山梨県から国に提案要望した中に、地上デジタル放送への対応についてということで、市長会の方から要望がありました。私としては、県としてもかなりの対応をされているのかなと思っていたのですが、市長会から出ているということで、これに対する県としてのかかわりについてまずお伺いをしたいと思います。

笠井企画部次長 ただいまの質問に対して回答させていただきます。市長会の要望につきましては、この5月9日、地上デジタル放送については総務省の関係課、地上

放送は地域放送課になりますが、そちらの方に陳情に行ったところでありませ

安本委員

この要望の中身を見てみますと3点ほどありますけれども、共聴施設の整備改修、デジタル放送に対応するようという事で、共聴施設を改修する費用、支援措置等の要望があります。私がちょっと調べてみましたら、国の方からは地域情報通信基盤整備推進交付金というものがあまして、この中に優先地共聴施設を整備する場合の交付事業ということで、平成19年度から対象が入って、最初に4月の下旬が締め切りで各市町村の方からの要望を国の方でまとめたようですけれども、山梨県の中には入っていないと、さらに7月中旬ぐらいに締め切りが延期されたと伺っているのですけれども、市長会の方から要望されているにもかかわらず要望が出てきていないと。県としてその辺のところにかかわって、しっかり要望が上がってくるようにすべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

笠井企画部次長

ただいま御指摘の辺地共聴施設のデジタル化支援、このことについてでございますが、この7月13日まで延期になっています。私どもといたしましては、事業主体が市町村もしくは共聴施設になっておりますので、担当の課長の方には検討をして、応募ができるのであるならばお願いをしたいということで連絡をしております。県といたしましては、県が補助をしてという事業ではございませんので、市町村に御理解をいただく、あるいは共聴施設に御理解をいただくということでの取り組みを現在しているところでございます。

安本委員

わかりました。事業主体は市町村ということだそうですが、地上デジタル放送への完全移行が2011年ということで、まだアナログ放送で見えているので県民の皆さんも実感がわからないのだらうと思えますけれども、本当にデジタル化されてしまうと見えなくなるところもたくさん出てくるのではないかと考えております。情報提供、また情報の連絡だけではなくて、市町村と一体になって県もしっかりかかわって、見えなくなる地域を解消するように取り組んでいかなければいけないのではないかとと思えますけれども、それについて今後、県として市町村と一体になって何か取り組んでいけるようなことがあるかどうかお伺いします。

笠井企画部次長

委員の御指摘のとおり、これからあと4年しかないということで、4年後の7月24日にはアナログ放送がとまるということですので、4年が長いかということ、私どもはそんなに長い期間ではないと理解しております。そういった意味で、私ども、県ができることをやっていかなければいけない。特に今後は市町村、あるいは最終的には共聴組合の皆様方に国の支援策、そういったものの情報提供、これは当たり前の話です。それと同時に県の持っている技術、あるいはCATV事業者の持っている技術、あるいは日本CATV技術協会が持っている技術、そういうものを皆様方に御伝達をし、それらについて一緒になってパスをかえる。そういった取り組みを今後展開していく所存でございます。

以上でございます。

(県の附属機関等の状況について)

木村委員

では、審議会にかかわる点について何点かお伺いします。委員さんの掛け

持ちとか常連メンバー化、あるいは充て職による委員を極力削減することということが書いてありまして、大変これに賛成です。現状について、例えば幾つの審議会があるとか、費用弁償、経費についてとか、それから年平均何回の開催があるかなどについて教えていただきたいと思います。

新津企画部次長

ただいま御質問にありました審議会でございますが、法令または条例で設置しているものを「附属機関」といっておりますが、これが68機関。それから、県ではあわせて、条例にはよりませんが、特に県民の意見を政策に反映させていくという目的で、要綱などで設置しているものを「等」と呼んでおりますが、これが現在18機関ありまして、合計86機関ございます。

この附属機関の性格上、法令等でいろいろな紛争の審査とか、もろもろの計画の審議といったようなこともありまして、当面必要でない場合で、今委員がないというものが実は17ほどございます。そんな状況でございますけれども、現在活動中のものが約69ほど審議会がございまして、約1,081人ぐらいの委員さんが、延べですけれども、現在お願いをしております。これにつきまして、御指摘のありました兼職とかそういうことにつきましては、私どもの方で要綱を設けており、その中で重複は5つ以内にできるだけとどめる。それから、1人の委員さんとして留任は8年以内にするというようにしておりまして、任期の改定ごとに指導させていただいております。

そんなことで、現在、兼職5つを超えるような委員さんは4名ございます。8年の留任期間につきましては、これはどうしても専門的な審査ということになりますとどうございまして、現在99名いるというような状況です。

それから、これだけの数の委員会等でございますので、開催回数ということについては、それぞれ個々、まちまちでございます。諮問等がなければ開催がない場合もございます。任命していない状況、休眠のところもありますし、さまざまな形態でございます。

木村委員

法的にということですので、把握しきれないと思うんですね。それぞれの課でテーマ別にいろいろつくっていると思うんですけれども。はっきり言って休んでいるところもあるということですが、経費、費用について、金額的には1回幾らとか何かあるんですか。

新津企画部次長

報酬等の条例が別にございまして、基本的に1日9,800円ということで委員さんにはお願いをしております。

木村委員

わかりました。ですから、出てくればということですよ。委員に任命してあっても、1年間幾らじゃなくて、出てきた場合にということだから、そういう点ではむだがないといえばむだがないと思います。委員に任命した方にしても、任命された方にしてもそうですけれども、年1回ぐらいであれば諮問答申もないわけですから、余り役目がないんですけれども、やっぱり、いろいろな委員にお願いしてということであれば、テーマ別にレポートでも出していただくとか、そういうものもなくて、ただ名前だけ載っているというのは、私も知っている人がいるんですけれども、肩書だけ求めているわけでもないでしょうが、何かその辺も整理した方がいいのではないかなとふん思っていました。そういう点は何かお考えがあるのでしょうか。

新津企画部次長

附属機関等でございますから、情報公開の仕組みがございまして、原則的にももちろんすべて公開しておりまして、現在は会議録、資料等も含めてでき

るだけ速やかに公開をするということで、その審議会等で御発言をいただければ、概要版なり詳細版なりでその御発言の状況といったようなもの、それから諮問答申等があればそういったもの、それから報告書等があれば、そのつどそういったものを公表しております。

木村委員

私が言ったのは、そういうのがない人。だから、お願いをした以上、また、頼まれた以上は、やっぱりそれなりにその人に任務があるわけですから、やっぱりテーマを与えるというか、1年に一遍ぐらいは、何か自分の考えとか、いろいろなものを出してもらおうようなこと、そういうことはないんですかと聞いたんです。

新津企画部次長

実は、先ほどの条例で出ています総合計画審議会、120名という一番大所帯なわけですが、当然、その規模からいって全部の委員さんに御発言いただくということはなかなか難しいので、常に会議の後では、用紙を配りまして、メールでも郵送でも何でも結構ですというような方法もっておりますし、これまで知事への手紙というような形もできますしということの中で、そういうありとあらゆる方法で、会議のときに言い尽くせなかったこと、ないしは発言できなかったことについてはまた別な方法でというようなことをやっている審議会もございます。

木村委員

では、次に、県民の意見を反映させるために公募制を拡充するというところで、これも大変いいことだなと思うのですが、その具体的な事例を挙げて幾つか説明していただけるとありがたいと思います。

新津企画部次長

先ほど申し上げました附属機関等の中で、これまで公募制を導入しているのは、3機関でございます。総合計画審議会、男女共同参画審議会、社会教育委員の3つでございます。合計27名の委員さんを公募しております。今回、知事の政策提言もございまして、任期更新のつど、公募につきましては拡大をしていくということで、現在、各所管部局にお願いをしているところでございます。

木村委員

わかりました。最後になりますけれども、幅広い年齢層、その基本が男女になるわけですが、その年齢層についてと、それから男女の比率についてお伺いをしたいと思います。

新津企画部次長

審議会等はどうしても学識経験者、有識者というような指定がございまして、高年齢になります。私どもの要綱の中でも幅広い層から選任するように努めるということでこれまでもやってきましたけれども、若手というのが何歳かというのは議論があるのですが、一応40代までといたしますと、委員の中で現状では、1割強、12%ぐらいだと思います。そのような数字になっております。これを増やしていくように、先ほどの公募とあわせてやっていきたいと考えております。

それから、女性につきましては、目標は私どもの要綱の中で5分の2、40%以上ということ掲げておりますけれども、最新の数字で35.8%まで進めてまいっております。

以上です。

木村委員

ありがとうございました。何か、女性の目標が40ということで、それで

35.8%というのは、これは全国でも高いと認識しておりまして、その点については大変ありがたいし、それから女性自身も大変最近勉強しておりまして、かなりいろいろな面で多くいい意見を出しているというようなお話も伺っています。また、具体的に自分自身でその内容についてお聞きしたいと思いますが、若い方の40代までの方が現状1割強だということで、当然働いているわけですから、なかなか青年層の確保ということは大変だろうと思います。

そこで、青年層の確保について、委員会を行うことについてですけど、例えば夜間の委員会とか休日とかというのはあるのでしょうか。また、全国的にそういうことをやっているところがあるかどうか、もしそんなところがあれば教えていただきたい。議会なんかはあるとか。

新津企画部次長 私どもの把握している審議会等の中では、最初から夜間で開催というのは、ちょっと承知しておりませんが、有識者等の方々をお願いしておりますので、もともと日程調整が厳しくて、夕方から始めるとか、または土曜日に行うというような事例はお聞きしております。

それから、全国的にそういう事例というのは、よその県の調査なんかも注意して見ておりますけれども、審議会については、申しわけありません。

木村委員 わかりました。また後でわかりましたら教えていただきたいと思っております。また、今後については、ある程度そういうこともこれからは想定をしながら青年層の審議委員さんの募集というか、お願いをするときに、そういうこともあり得るといふ形の中でしていけるようになればいいのではないかと考えています。

以上です。

(県の行政改革について)

森屋委員 済みません、ジェンダーフリーだけ質問してこれで終わりかなと油断させました。済みませんでした。一番大きな問題は、きょうはやっぱり行政改革大綱について話をしなければいけないと思っております。新しい知事になって、大変急がれて、やっぱりこれはどこでもそうですけれども、今、都道府県知事ばかりでなく、市町村長も、すべての首長さん方に求められているのは、この行政改革をいかに進めるかという大きなテーマであると思っております。横内知事のここまでの行政改革の足踏みについては、きょう、ここに来ているマスコミの皆さん方も大変ある意味では厳しい見方をされている。短時間でありますから、なかなか難しいと思っております。

基本的には、前知事政権時代も行財政改革プログラムというものを2次にわたって出したわけですね。これも基本となるのは、総務省が出した改革指針というものが基本的にあって、その数字をとらえて、では我が山梨県はどうするかということであつたらうと思っております。

そこで、それらを踏まえて、今回、新しい行政改革大綱というのをまとめられていくということですが、今までの行財政改革プログラムと、新しい行政改革大綱、何が違うのか。まずそこからお聞きしたい。

新津企画部次長 第2次行財政改革プログラムにつきましては、17年から21年までの5年間ということで、三位一体改革等に対応するというところで、さまざまな取り組みを行ってきたところでございます。新しい知事の公約でございます政策提言がございましたので、そちらにつきましては、暫定が示されましたけれ

ども、基本的に行動計画で示されるということになっております。その中の幾つかのテーマにつきましては、重要なテーマでございますけれども、行政改革大綱の中で、公約の実現について速やかな履行を目指して策定することによってございますので、今、取り組んでおります行政改革大綱の方向性というものは、第2次行革プログラムで当然自治体として取り組んでこななければならないものについては、引き続き継承して取り組んでいく。それから、さらに知事の公約等で履行する中で発展加速すべきものについては、発展し、さらに新たな項目として加速すべきものをつけ加えていくという方向で、現在、策定作業に入っております。

森屋委員

具体的な数字目標を上げていくのは皆さんのところと財政なんかと話をしなければいけない部分がありますから、それはこの後にしたいと思っておりますけれども、この新しい行政改革大綱の中で、やっぱり今回、横内色と言われるのは経済財政会議を設置したことであるなと認識しております。それで、もう第1回が開かれて、一部マスコミの皆さん方からの報道で私どもも見させていただいておりますけれども、相当厳しい御意見が出ているということではありますが、これも僕、探したんだけど、ホームページ上に議事録というのが見つからないんだけど、まず、じゃあ、どういう内容のものが今話されているのか。それから、ホームページ上で議事の内容というものが公表されているのかどうか、お願いいたします。

芦沢政策参事

ただいまの御質問の中の議事録等でございますが、現在、議事録がちょうどまとまりました時期でして、間もなくホームページ等で公開する予定でございます。

以上でございます。

新津企画部次長

経済財政会議の役割というのは、先ほどの予算の中でもございましたけれども、助言、提言をいただくということによってございまして、この行政改革大綱についての提言をいただいていくということになってございまして、特に諮問とかをするような性格の会議ではないということになってございます。

ですが、行革の問題につきまして、相当突っ込んだ審議が必要ということで、経済財政会議の中に専門部会というものが置かれて、6名の委員さんで集中的な審議をしていただくことになっております。そちらの方につきましては、私ども企画部の方で所管するということで、現在、部会長は山梨学院大学の日高先生を中心に、第1回の会議が済んだところでございます。そちらの専門部会では、今現在は基本的な考え方、方向性、この山梨県の行政改革大綱がどういったものを目指すかというようなことについて議論に入ったところでございまして、7月の上旬に第2回を行う予定です。

森屋委員

私は行財政改革で一番大切なこと、もっと言うならば、改革をしていくというときに一番大切なことは何かというと、基本的には意識改革ですよね。組織とか、それから中身を変えていくということなんですけれども、もともとの一番の根底にありますのは何かといいますと、意識改革だということを認識すべきだと思います。それは何かというと、いつも、いろいろな、県議会議員の人たちにも発言する人もいますけれども、丹澤委員もおっしゃっています、いつも。職員みずからの意識改革であるということをおっしゃいます。それから、議員も意識改革をしなければならない。従来のような施策、あるいは支援というものを県という組織体に、行政に求めるのではなくて、そう

いう、時代は変わっているのだと、県民自体が意識を改革していかなければ、どんなにすばらしい数字を上げて、どんなにすばらしいことをやろうとしても、そのことはやっぱりなし遂げられないんですよ。

やっぱりそういう意味では、審議をしていく過程というものをいかに開かれたものにしていくかですよ。意識改革の第一歩は、まず知らなければだめ。だから、ある意味では僕は、マスコミでしか知り得ていないけれども、第1回の経済財政会議でかなりいろいろなものが激論に近いような形でなされた報道を受けていますけれども、よかったなと思っている。そういうものを、1カ月もたってまだホームページ上に出していないとかじゃなくて、それは生で、ライブで出すとか、どんどん表に出していかないと、それを一つ一つ、何となくということはないけれども、一つのプロセスとして経済財政会議はやったけれども、その次にまた推進本部をやっていくんだという、着々とやっていくというんじゃなくて、やっぱりその一つ一つをもうちょっとインパクトのあるものとして出していかないと、私は意識改革というものにはなかなかつながっていかないと。これからの経済財政会議をオープンというか、開かれたものにしていくということはどうでしょうか。

芦沢政策参事

ただいまの御質問でございますけれども、会議自体はよくありますように、頭撮りとかそういうことではなくて、すべてオープンにしております。ですから、次の日の新聞とかその日のマスコミ等では、要約ではございますが記者の方々がお聞きした内容で報道されているところでございます。

それから、ただいま先生の方から、もっと早く議事録をとという御意見でしたが、一応、テープ起こしをいたしまして、委員の先生方にも御確認をいただく等の作業がございまして、なかなか大至急というわけにはまいりませんが、全体の議事録とあわせて要約版も用意いたしまして、県民の皆様にはわかりやすいような方法に努めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

森屋委員

入っていただいている委員の先生方にも、その中で議論していることの目的というものをもっと意識してもらえばいいんですよ。なぜそこで議論しているのか。形をつくるためじゃなくて、意識改革をするためにしているんだということを前提にそういう議論をしていただければ、私はもっともっとオープンに、承認を得るなんていうことではなくて、遠慮するなんていうことではなくて、どんどん、その場に出してもらったものをオープンにしていく。そしてまた、まず第一に、4,000人以上の県職員の人たちがそういう議論を見て、自分が所属している行政がいかに変わろうとしているかということをもっと理解する。そして、県民の皆さん方が、時代というものが都道府県の姿をこういうふうに求めているんだ、こういうふうを考えているんだということがわかってくる。私はそのことにやはり大きな意味合いがあるんじゃないかと思うんです。

最近、もうここ大分たちますけれども、いろいろな市議会なり何なり、先ほどもあった附属機関のようなものもそうだけれども、条例をやっているときに、パブリックコメントにいつもごまかされる。もうパブリックコメントというのは、いかにもパブリックのコメントを得ているようだけど、なかなか日本の場合、このパブリックコメントというのはだめなんだ。だめということはないけど、一つの儀礼的なものにしかならない。だから、このパブリックコメントをやるということに、やらないよりやった方がいいんだけど、自由な、インターネットを通してメールでだれでも意見を述べるという場は

必要なけれども、一つのプロセスの中にこのパブリックコメントというものの位置づけを、もうちょっと違った形にできるのではないかという気がするんですけども、いかがでしょう。

新津企画部次長

パブリックコメント制度につきましては、15年10月から本格的に導入をしているわけですが、県民の参画、政策決定過程への直接的な参画ということで国・地方を挙げて導入されたものでございまして、これを活用していくことが大事だと考えております。実は専門部会の中でも、パブリックコメントはむしろ成案ができてから図るけれども、もう少し前にできないかというようなこともいただいております。ただちにパブリックコメント制度をそういうふうに改善していくというわけにはまいりませんけれども、何らかの工夫で参画するようなことも考えなくてはいけないと考えております。いずれにしましても今、パブリックコメント制度そのものが若干低調でございますので、そちらの方の活性化そのものを図るべきだと思います。

森屋委員

そういう議論をとにかく広める。議論を広めることを恐れず議論を広める。そのことが意識改革の第一歩である。知ること。今、何が議論されているかということを知ることがやっぱり意識改革の第一歩だと思います。

この経済財政会議というのを初めて横内さんが出されたときにイメージしたのが、小泉さんが経済財政諮問会議を出したときの、あのイメージを思い出しました。あの当時、僕ら、党本部にいて若手の国会議員と議論すると、いつも彼らが言うのは、要するに、自民党の話をして申しわけありません、大体は通常は自民党の中で朝8時からいろいろな部会を毎日やっている。そういうのを議論して行って、それが党の総務会を通して内閣へ行くというふうなプロセスがあったんだけど、あの経済財政諮問会議をやったときに大変不評だったのは、要するにその部会をすっ飛ばして、あれは骨太の原案になるようなものですから、党内の議論を抜かしてしまって内閣主導で、官房主導でいろいろなことを決めてしまうということで、若手の国会議員はすごいブーブーだった。

あれとこれとは直接、僕がいつも言っているように、国と地方は制度が違うからそうでもないけれども、この財政経済会議というお話を聞いたときに、そのことがぱっと頭に浮かんだんですね。このプロセスの中にどこに議会議を位置づけるのかなと。自民党とは言いませんよ。与党とも言いませんよ。野党とも言いません。私はそんなことは言いません。しかしながら、議会の皆さん方との、きょうはこういう機会、時間をいただいておりますから、大変ありがたいくて、次は、9月あたりになると、もう少し具体的なものが出てきて、改革路線みたいなものが出てきて、もっと突っ込んだ具体的な話が今度はできることを楽しみにしておりますけれども、そういう意味ではこの新しい行政改革大綱というものを、あるいは推進本部の中で議論されているものを、いかに議会の場に、議会の場というのは県民ですから、そういう場にいかんというふうな報告してくるのか。あるいは投げかけていただけるのか、いただけないのか、そこをちょっとお聞きしたいんです。

芦沢政策参事

ただいまの御質問でございますけれども、森屋先生から本会議の方で議会との関係について御質問がありまして、その中で知事もお答えしておりますが、森屋先生がおっしゃった二元代表制という形で申しますれば、知事も県民から選ばれた。また、議員の先生方も県民の代表である。そういった意味

で、経済財政会議の方は知事として直接民間の御意見をお伺いしたいと、そういう意図だと思っております。

また、片方では、県民の代表である議会の意見はもちろん十分聞くと。そういう姿勢の中で、この会議が、ある意味では両輪と申しますか、知事の一つの判断材料になるという考え方を持っておりますので、議会の方とも十分報告もするでしょうし、情報も公開しておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

森屋委員

まさに参事のおっしゃるとおりでして、そういう私たちも実は、議会の力量が問われているんです、今。極端なとらえ方をすると、経済財政会議というのを知事が開いたということは、県議会議員の能力というのを見切っているのかなという、変なとらえ方をしないでもない。しかしながら、本当のところを問われている。だから、私たちも議論されている中身に対して真剣にやっていこうと。やっていかなければ議員という役割を問われてしまいますよということを、私はいつも思っております。本当に今のお話は、ある意味ではすばらしいと思えます。

それから、一つ、最初、国の方、総務省が、たしか16年の3月だか17年の3月に指針を出したときに、ある程度1年のそれぞれの都道府県あるいは市町村にこの行政改革大綱を、改革プログラムをつくって公表し、それからそれを評価していくというところまで総務省はいったんだよね、あのときに。そこまで突っ込んでやるということは、かなりの覚悟で迫っているなと思ったんだけど、その後、何となくそれがうやむやという感じなんですけど、現状どうですか。

新津企画部次長

17年の行革審の中で、国が、総務省ですけれども、そうしたものを全国横並びの数値等で公表していくということを明言しておりまして、市町村におきましてはもちろんホームページで公開して、それから県がとりまとめをし、それを総務省に報告する。それから、県分につきましても総務省に報告していくということで、たしか秋だと思いますけれども、昨年分の成果についてはそこで一律公表されて、その総務省のホームページから、県へまず飛んで、その県の予算のホームページのところに行って、そこからまた関連の市町村のところへ飛ぶというような形で公開をされるという仕組みになってございます。

森屋委員

だから、本当に、国は脅しではないけれど、かなり皆さん方の、あるいは我々も含めて、山梨の取り組みというのを、全国の中でどういうふうな取り組みをされているかというのを、かなりシビアに見るといえるか、させようとしていますよね。だから、これも普通会計、財政比較なんていうのも、全国のこういう財政比較というのが出されています。詳しいものはちょっと手元にありませんけれども、ある意味でこれは縦系の話ではないんだけど、今は地方分権で縦系というものはもうなくて、みんな市町村も県も国も横並びなんだと言われているんだけど、都道府県のホームページによっては、県の行政改革の取り組みの中に、市町村の財政状況なり、いろいろな行革みたいなものを紹介しているという部分もあるんですけれども、山梨県として山梨県内のそうした市町村の取り組み、あるいは現状というものを、ランキングまでつけるというわけにはいかないんでしょうけれども、ある程度、そういうふうなものも、みていくというか、かかわっていくということは考え

られるんでしょうか。

新津企画部次長 先ほど申し上げましたように、そういう仕組みも既にできていますけれども、基本的には、市町村課の方で所管しておりますので

森屋委員 ともかく、この行政改革をいかに進めていくかということは、今、政治にかかわる者に大変問われている分野であります。大変な仕事だと思いますけれども、ぜひ一生懸命やっていただいて、特に山梨県は90万人に満たない県で、いろいろな財政的な分野から見ても、公共事業費にかかわる費用が依然全国ではだんごのトップというような県でありますし、そんなことも含めていかに行財政改革を進めていくかということは、大変な作業であると思いますけれども、何とぞ、私たち議会の方も頑張らなければいけませんけれども、お仕事を進める皆さん方も常にこの議論を小さな狭い部分で済ますということではなくて、勇気を持って議論を広める。議論を広めることが意識改革の第一歩であるということをぜひ御認識いただきたいと思っておりますし、また、ある意味ではまだまだ県内の市町村合併、半分になったという評価もあるけれども、補佐官もおいでのになるけれども、郡内地域における合併というのは、前の参事の時代も大変御苦労いただいたのですけれども、まだまだ進んでいない。そういう意味では、意識改革ができていないという部分もあります。

県が行っていく行政改革がやはり市町村の手本にもなるということをひとつ忘れずに、先駆的な役割というものをぜひ果たしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

その他

- ・ 本日は、警察本部関係及び知事政策室・企画部関係の審査で終了し、明六月二十六日午前十時から、総務部関係について引き続き会議を開くこととし、閉会した。

以上

総務委員長 渡辺 英機